

# 彦根市地域福祉計画 概要版

支えあい 信頼しあい  
つながりあえるまち  
彦根



平成24年（2012年）3月

彦根市

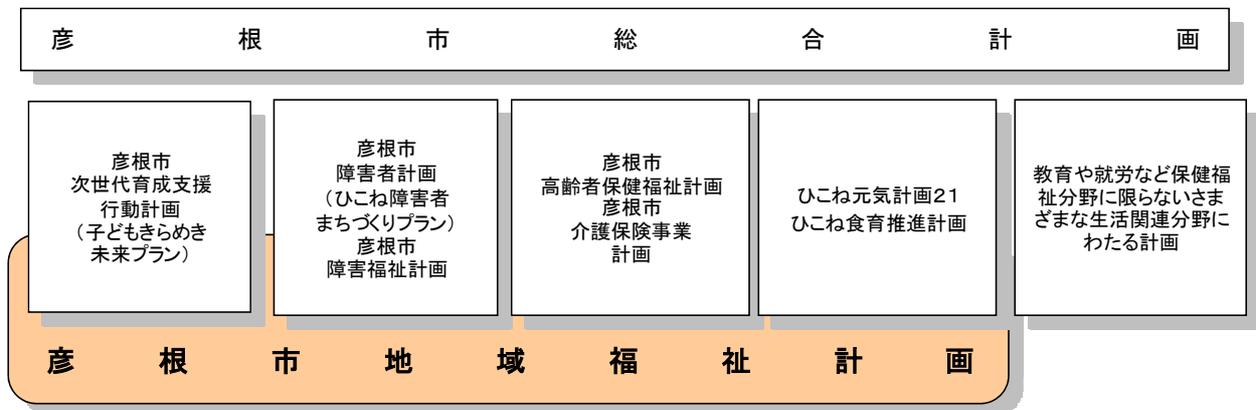
# 計画の概要

## ■計画の趣旨

福祉には、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれた制度があります。本市では、これまで高齢者や障害のある人、子どもなどをとりまく個別の福祉計画を策定し、住民福祉の向上に努めてきました。一方、近年、不安定な社会情勢のなかで、身近な地域におけるつながりや絆を見つめなおし、互いに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちを市民協働でつくっていくことが強く求められています。個別の福祉制度によるサービスを提供するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、地域での見守りやお互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことをめざして、新たに彦根市地域福祉計画を策定しました。

## ■計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画です。社会福祉法では、地域住民を地域福祉の責任ある主体と位置づけるとともに、社会福祉に関する活動を行う者、すなわちボランティアについても地域福祉の担い手として、「行政と住民、事業者の協働」という考え方が導入され、これら三者は共に地域福祉を進める対等な協力関係をつくっていくことが求められます。本市では、「彦根市総合計画」に基づき、高齢者や障害のある人、子どもなどをとりまく個別計画との整合性および連携を図りながら、地域福祉計画を策定しました。



## ■計画の期間

地域福祉計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

※○彦根市社会福祉協議会（以下「市社協」と略す。）

○学区（地区）社会福祉協議会（以下「学区社協」と略す。）

# 計画がめざすもの

## 彦根市地域福祉計画の考え方

地域における支えあいと市民協働を育て、地域福祉におけるさまざまな「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざします。

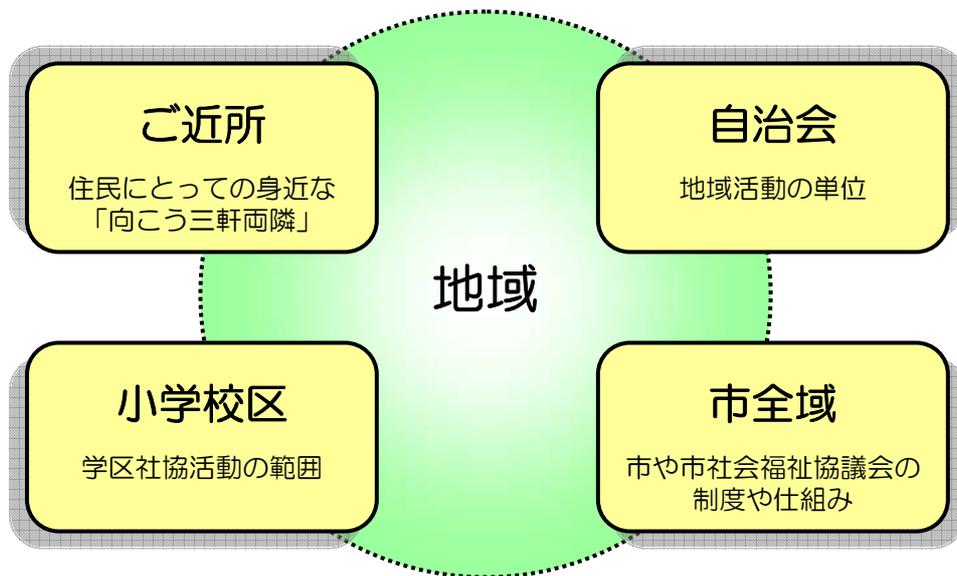


## 彦根市地域福祉計画の基本理念

支えあい 信頼しあい つながりあえるまち  
彦 根

### ■地域福祉における「地域」の範囲

地域福祉計画では、4つの「地域」の範囲を想定し、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画をめざします。



## 基本目標 1

# 支えあい、地域で安心して暮らせるまち

### 1 ご近所のつながりづくり

日頃からの声かけを通じてご近所のつながりを培い、自助・共助により、ちょっとした困りごとについて相互に助け合うご近所の福祉力を高めていきます。

#### ご近所

- ・ご近所への声かけ
- ・困りごとへのお手伝い
- ・サロン活動等によるつながりづくり
- ・ご近所の異状の気づき

### 2 支えあいの地域づくり

自治会や学区など身近な地域での見守りや安心・安全対策に取り組むとともに、日頃からの集いや世代間交流の場づくりに努めます。

#### 自治会

- ・地域課題の把握
- ・小地域における見守り活動の推進
- ・世代間交流の場づくり
- ・地域活動における男女共同参画の促進

#### 学区

- ・学区課題の把握
- ・集いの場や居場所づくり
- ・世代間交流の場づくり
- ・子どもの安全・安心対策の推進

### 3 災害時要援護者支援体制の整備

災害時に要援護者を一人も見逃すことなく支援するため、ご近所のつながりを大切にしながら、要援護者に関する情報を共有しておくとともに、災害時に有効に動ける防災体制を準備しておきます。

#### ご近所

- ・災害時にそなえた声かけや助けあい

#### 自治会・学区

- ・要援護者対策を意識した防災訓練
- ・要援護者対策を意識した情報共有（命のバトンなど）
- ・災害時要援護者支援制度への登録推進と支援計画の作成
- ・自主防災組織の結成

#### 市全域

- ・要援護者支援制度への登録促進と支援マニュアルの作成
- ・要援護者支援計画策定支援
- ・福祉避難所の確保

### 4 関係機関のネットワークづくり

市や市社協、国・県および民間の関係機関、福祉サービス事業所など、関係機関における情報共有と取り組みや対応における連携を深め、保健・福祉・医療・介護、教育、就労、権利擁護など、様々な分野を横断するネットワークづくりに努めます。

#### 市全域

- ・行政サービス課題の把握
- ・社協活動の課題の把握
- ・市と市社協の連携
- ・関係機関、事業所等との連携
- ・権利擁護の推進
- ・高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネットワークの充実
- ・公的福祉サービスの認定対象とならない人への支援策の検討

## 基本目標 2

# 一人ひとりに必要な情報が届くまち

### 1 身近なところでの情報提供

小地域における集いの場を通じた情報提供や、自治会と連携した学区社協による情報発信など、身近なところで情報を得られる仕組みづくりに取り組みます。

#### ご近所・自治会

- ・子育てサロンや高齢者サロンなどを通じた情報提供
- ・ボランティア団体の把握
- ・ボランティア団体と自治会の連携
- ・自治会（町内会）活動の情報発信

#### 自治会・学区

- ・ボランティア団体や民間事業所等との連携

#### 学区

- ・自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信
- ・ボランティア団体情報の整理

### 2 必要な人への情報提供

専門的な相談への的確な対応が速やかにできるよう関係機関との連携強化を図ります。

障害のある人や外国籍市民など情報を得にくい人に情報を届けるため、行政サービスの充実に加えて、就労事業所や地域住民の協力体制づくりに取り組みます。

#### 自治会・学区

- ・就労事業所や地域住民の協力体制づくり

#### 市全域

- ・専門的な相談窓口での情報提供
- ・翻訳・通訳・点字などが必要な人への情報提供

### 3 わかりやすい広報等の情報提供

福祉関連情報について、常に情報の収集に努め、利用者の視点に立った情報の提供に努めます。また、そのためのわかりやすい広報やホームページの充実に努めます。

#### 市全域

- ・福祉関連情報の収集と提供
- ・わかりやすい広報、ホームページづくり
- ・社協でのボランティア団体情報の収集と更新



### 基本目標 3

## 身近なところで相談でき、 必要な支援が受けられるまち

#### 1 民生委員・児童委員、福祉委員等による

##### 困りごとのキャッチ

民生委員・児童委員、福祉委員をはじめ、多様な地域福祉の担い手が連携し、地域の中の様々な生活課題を早い段階でキャッチできる地域づくりに取り組みます。

##### ご近所・自治会・学区

- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実
- ・ 相談できる人を地域でつくる

##### 自治会・学区

- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実と仕組みづくり
- ・ 多様な地域福祉の担い手との連携

#### 2 ワンストップサービスの相談体制

相談体制の充実と各種関係機関との連携によって、あらゆる相談に対応して必要な支援が受けられる総合的なマネジメントの強化を図ります。

##### 市全域

- ・ 1カ所に対応できる相談サービス
- ・ 各種相談支援機関の充実
- ・ 関係機関、関係団体との連携強化
- ・ 福祉サービス事業者の参入促進

### 基本目標 4

## お互いに地域福祉について学びあえるまち

#### 1 福祉教育の推進

身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための学習の場を充実していくとともに、様々な場での福祉教育を推進します。

##### 自治会・学区

- ・ 住民の学習ニーズの把握
- ・ 自治会や学区社協による学習機会の充実と参加促進

##### 市全域

- ・ 各種団体の情報共有や研修の場などへの支援
- ・ 学校、地域、福祉関係団体等と連携した福祉教育の推進

#### 2 人権教育、男女共同参画教育の推進

身近な地域や学校、職場など様々な場で、行政、市民、事業者が協働して、人権教育、男女共同参画教育を推進します。

##### 自治会・学区

- ・ 人権教育のための講座の開催
- ・ 男女共同参画教育のための講座の開催

##### 市全域

- ・ 学校、職場等と連携した人権教育の推進
- ・ 学校、職場等と連携した男女共同参画教育の推進

## 基本目標 5

# 人それぞれに参加でき、役にたてるまち

### 1 地域福祉を支える人材づくり

地域福祉活動に参加する人材やリーダー役を担う人材の掘り起しや育成・確保に努めます。

#### 自治会・学区

- ・地域における各種団体・サークル等の把握
- ・福祉に関する学習を生かした人材づくり
- ・特技や専門的ノウハウを持った人材登録制度の創設
- ・「私のしてほしいこと・私のできること」を登録・把握する制度の創設

#### 市全域

- ・地域福祉活動のリーダーとなる人材づくり

### 2 ボランティア活動・NPO 活動等の推進

ボランティア活動等への参加のすそ野を広げながら、年代に応じて連続的に参加し、地域福祉の担い手となれるよう、参加のきっかけづくりや活動支援、コーディネート機能の充実に努めます。また、地域福祉において大きな役割を担っている NPO 等の主体的な活動を支援していきます。

#### 学区

- ・年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開

#### 市全域

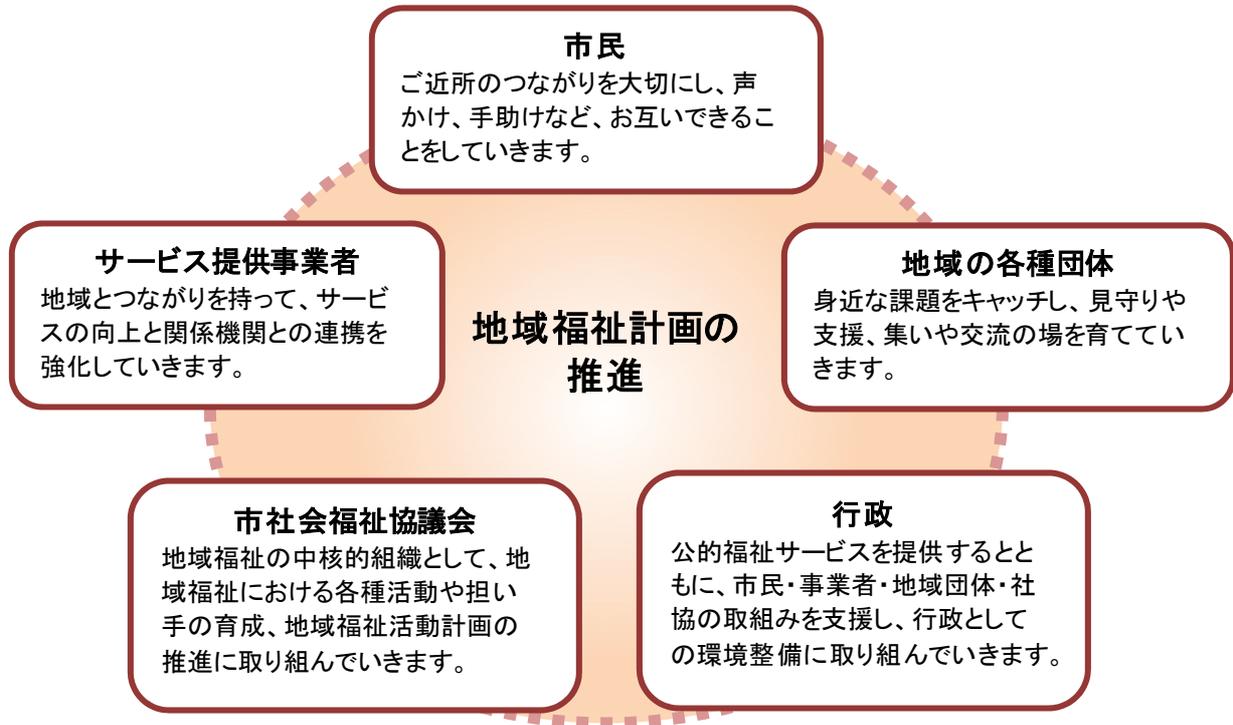
- ・ボランティア・NPO 等についての情報提供
- ・ボランティア団体・NPO 等の立ち上げ支援
- ・ボランティア・コーディネート機能の充実



# 計画の推進

## ■各主体の役割と連携

地域福祉計画の推進にあたっては、市民・地域団体・事業者・市社協・行政がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携して取り組んでいくことが必要です。



## ■計画の進行管理

計画を着実に推進するため、「彦根市地域支援会議」を設置し、その具体的な展開を検討するとともに、計画の達成状況について点検・評価していきます。

### 彦根市地域福祉計画概要版

発行 彦根市

発行年月 平成 24 年 3 月

編集 福祉保健部社会福祉課

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 670

TEL 0749-23-9590 FAX 0749-26-1768